

これをやります！部長の仕事

流山市 平成30年度 『農業委員会事務局長の仕事と目標』

【本帳票の見方】

部局長の仕事と目標は、前半の「A」欄から「D」欄では、各部局が本市後期基本計画で位置づけている36施策（巻末別表参照）のうち、部局ごとに担う施策の進行管理、前年度の課題とその解決策等で構成しています。後半の「E」欄は、各部局がA欄からD欄で施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の改革・改善項目の取組内容で構成しています。本帳票により、各部局における施策実現のPDCAサイクルを各部局長のマネジメントのもと担っています。本帳票は、年度当初に目標を設定し、途中中間報告、そして最終報告と年3回記載します。記載にあたっては、部局長のマネジメントのもと施策の事業化、実現に向けた達成目標や進行管理など、部局内で部内会議等を行うなど部内職員が共通認識にたつたうえ記載し、さらに市長、副市長ともヒアリングをし、共通認識を深めて活用しています。

農 業 委 員 会 事 務 局

 <p>農業委員会事務局長 カメヤマ タカヒロ 亀山 隆弘 04-7158-1111 (内線380)</p>	組織構成（4月1日時点）	所属長名	正規職員	嘱託職員	再任用職員	臨時職員	その他
	農業委員会事務局	秋元 学	3		2	1	
職員構成人数			3	0	2	1	0
部の職員人数（部長含む）			7				名（職員構成人数+1）

【A～D欄の見方】

A～D欄は、市後期基本計画で位置づけている36施策の具現化を、それぞれの施策を担う各部局が、1年のPDCAサイクルをあらわしています。A欄は、「各課の主な仕事」、B欄は、各部局が担う施策について「年度当初の課題とその解決策」をあらわしています。C欄は、「施策の取組内容」を、D欄は「施策の進捗と方向性」をあらわしています。なお、C欄とD欄は各部局が担う施策数分の表記となるので、各部局によって担当する施策数で「C1-D1」「C2-D2」「C3-D3」…のペアで記載しています。

A 各課の主な仕事 （各課長記入⇒部局長確認）

課名	仕事内容
1 農業委員会事務局	農業委員会は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効活用を図るため、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名で構成しており、農地の権利移動(売買・贈与等)や転用(農地以外に用途変更)について審査し、適正な執行を行っています。 農業委員会事務局は、農地転用総会承認案件の事前相談や会議の資料作成、「流山市農業委員会からのお知らせ」の発行、各種証明書の発行などの事務を行っています。

B 年度当初の課題とその解決策 （部局長記入）

No	施策No.	担当課	課題とその解決策
1	施策5-4	農業委員会事務局	耕作放棄地対策が課題となっています。本市においても、米価等の低迷による農業所得の減少や都市化の進展による農業環境の変化及び相続による農地の細分化などから、農業後継者が確保されず、農業従事者が高齢化しています。そこで、新たな耕作放棄地や農地違反転用の発生を未然に防止するため、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに、農地の利用状況調査を農業振興課と連携し実施していきます。 また、同調査に基づき、所有者への土地利用の意向確認を行い、必要な情報を農地台帳システム等により情報提供し、農地の集積化を推進することで、耕作放棄地の発生抑止に努めていきます。

C1 施策の取組内容 (各課長記入)

施策5-4 多様な方面からの農業振興			
取組内容		担当課	実施時期
1	耕作放棄地の発生抑止と農地の有効活用を推進するため、農地利用状況調査を実施し、適切な農地の管理指導を行います。	農業委員会事務局	平成30年6月から平成31年3月まで
2	農地法などの各種法令に基づき、判断根拠を明確にして許認可事務を行います。	農業委員会事務局	通年
3	毎月農地パトロールを実施し、違反転用農地や適切に管理されていない農地の指導を強化します。	農業委員会事務局	通年
4	農業従事者の高齢化等により自ら耕作できない所有者に対し、安心して農地の貸し借りができる農用地利用集積制度の活用を積極的に働きかけていきます。 また、本年度から開始する農地バンク制度により、農地利用最適化推進委員が中心となって、農地を貸したい方と借りたい方の結び付けを行います。	農業委員会事務局	通年
5	各種証明等の申請手続きや農地法に基づく農地の権利移動などを、農地台帳システムにより農地・農家情報の一元管理を行い、適切な情報管理を図っていきます。	農業委員会事務局	通年
中間報告(取組項目別)			
実施状況		特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)	
1	農地利用状況調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員、さらに市農業振興課との合同により、8月に実施しました。その結果、再生利用が可能な荒廃農地は約3.4ha、再生が困難と見込まれる農地は約11.4ha、作付け指導となった農地は0.1haでした。	農業従事者の高齢化、担い手不足、相続による農地の細分化などが要因となり、耕作放棄地が多い状況です。耕作が困難な土地所有者に対して、農地の貸し借りなどを指導していきます。	
2	農地法などの各種法令に基づき、30議案について、許認可等を行いました。	国から千葉県に許可権限が委譲されたことにより、4ha以上の大規模な農地転用についても農業委員会が窓口となり、転用事務を行っています。そのため、千葉県及び千葉県農業会議との十分な協議・調整が必要です。	
3	事務局及び担当農業委員が、総会議案に係る現地調査と合わせて、隣接地周辺の農地パトロールを実施しました。	違反転用を抑止するには、早期発見、早期是正指導が重要です。農業委員会だけでなく、市農業振興課の協力を得て、早期発見に努めています。また、農地転用手続きについては、引き続き周知に努めています。	
4	農用地利用集積制度の活用を働きかけた結果、約5.4haの農地が有効活用されています。	不耕作地を抑止し、農地の有効活用を図るため、引き続き農用地利用集積制度を推進します。	
5	農地法の規定に基づき、農地情報等が管理されている農地台帳システムにより、総会資料(6件)等を作成し、適切な情報管理を行いました。	農地情報をインターネットや各市町村の窓口で公表しています。国では、より精度を高めるため、更新事務を進めています。	

最終報告(取組項目別)	
実施状況	特記事項 (課題と解決方法・留意事項など)
1 農業委員と農地利用最適化推進委員、さらに市農業振興課との合同により、農地利用状況調査を実施し、利用意向調査対象面積約0.4haに対し意向調査を行いました。また、作付指導対象面積約0.1haについては、適切な管理をするよう指導しました。	農業従事者の高齢化、担い手不足、相続による農地の細分化など様々な要因から、耕作放棄地が発生しています。自ら耕作できない土地所有者に対して、農用地利用集積制度の活用を推進していきます。
2 農地法などの各種法令に基づき、57議案について審議し、許認可等を行いました。また、農地法改正により、国から千葉県に移譲された4ha以上の農地転用についても審議しました。	農地法の改正により、国から千葉県に農地転用許可権限が委譲され、農業委員会が窓口となり、転用事務の審議等を行っています。引き続き、千葉県及び千葉県農業会議と十分な協議・調整を図っていきます。
3 事務局及び担当農業委員とともに、総会議案に係る現地調査と合わせて、毎月、農地パトロールを実施しました。	違反転用を抑止するには、早期発見が重要です。市農業振興課の協力のもと、早期発見に努めていきます。
4 農用地利用集積制度の活用を働きかけた結果、約12.1haの農地が、有効活用されました。	農地の有効活用を図るため、引き続き、農用地利用集積制度を推進します。
5 農地台帳システムにより、総会資料(12件)等を作成し、適切な情報管理を図りました。	農地情報を全国農業会議所のインターネットや農業委員会窓口で、公表しています。引き続き、適切な情報管理に努めていきます。また、国ではより精度を高めるため、更新事務を進めています。

D1 施策の進捗と方向性 (各課長記入)

指標名	単位	取得方法	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	望むべき動向
1 認定農業者数	経営体	業務取得	実績値	39	40	41	↗↗↗
2 農用地利用集積実施中面積	ha	業務取得	実績値	44	47.8	51.1	↗↗↗
3 遊休農地面積有効利用割合	%	業務取得	実績値	43.6	58.7	59.0	↗↗↗

指標では表すことができない定性的な成果 (各課長記入)

1 認定農業者数、農用地利用集積実施中面積が増加しています。これは、農業委員、農地利用最適化推進委員、市農業振興課との連携及び協力によるものです。今後も、農業委員、農地利用最適化推進委員、市農業振興課との連携及び協力が重要です。

他自治体(近隣他市、沿線他市)と比較して優れている点・劣っている点 (各課長記入)

1 畑地は、概ね住宅地に近接しており、農作業を行うためには苦慮を強いられる環境です。また、水田は、小区画で大型機械の対応が厳しい状況です。しかし、10ha以上のまとまった田が形成されており、農用地利用集積により、有効活用されています。
--

今後の方向性(翌年度以降の取組・課題など) (部局長記入)

1 農業委員会法が改正され、農業委員会の重要業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進に積極的に取り組み、その目標達成に努めていきます。

【E欄の見方】

E欄は、各部局がA欄からD欄で担う施策を実現していくにあたり、配慮すべき共通の経営視点として位置づけた「市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」（平成28年度から）の改革・改善項目の取り組み内容をあらわしています。各部局内で、改革・改善（カイゼン）できる項目を選択し、取り組み内容を記載しています。E欄の改革・改善項目は「1 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善」「2 市民及び市民団体との連携・協働の推進」「3 事業の改革・改善、業務改善、職場改善」です。各部局はA～D欄の施策を実現するにあたり、各部局ごとにE欄に配慮し、A～Dを実現します。

E 「流山市行財政改革・改善（カイゼン）プラン」の取組内容（各課長記入）

【プランに該当する指標一覧】

該当する項目にチェックを入れ、下記フォーマットを入力願います。

改革・改善項目		チェック欄
1. 歳入確保・歳出削減に係る改革・改善		
(1) 税、保険料、負担金等の設定・収納に係る改革・改善		
(2) 税外収入の拡充		
(3) 健全な財政運営の維持		
(4) 公有財産の有効活用		
2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進		
(1) 行政情報の発信充実		○
(2) アウトソーシングの推進		
(3) 産学官の連携		
(4) 協働・連携事業の拡大充実		
3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善		
(1) 事業の改革・改善(カイゼン)		
(2) 業務改善(カイゼン)		
(3) 職場改善(カイゼン)		○
(4) 職員の育成		○

施策内容		
1	大項目	2. 市民及び市民団体との連携・協働の推進
	小項目	(1) 行政情報の発信充実
	取組	農業者年金の加入が進んでいないことから、広報誌やホームページにとどまらず、各団体の会議での説明など広く農家にPRすることで、加入促進に努めます。
	中間報告	・6月1日の農家回覧で「農地違反転用防止啓発用ちらし」を回覧し、農地の違反転用防止をPRしました。 ・7月30日の認定農業者連絡協議会講演会で農業者年金のPRを行い、加入促進に努めました。
最終報告	・11月25日に農業共進会場において、農業者年金説明会を開催し、加入促進に努めました。 ・「流山市農業委員会からのお知らせ」を発行し、農業委員会活動の報告を行いました。	

施策内容		
2	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(3)職場改善
	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の大規模な案件が予想されることから、課内のミーティングを定期的を実施し、課題整理や事務の進捗状況の把握に努めます。 ・ファイリングキャビネットやロッカー内の定期的な書類の整理と事務室内の整理・整頓を行うなど、執務環境の改善に努めます。
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、毎週月曜日にミーティングを行い、スケジュールの確認と懸案事項の解決を図りました。 ・ファイリングキャビネットやロッカー内の整理を行い不要物を廃棄したことにより、事務効率が向上しました。
最終報告	<ul style="list-style-type: none"> ・大型物流施設や新設小学校の農地転用許可事務があったことから、課内のミーティングを定期的を実施し、進捗状況の把握に努め、適切に業務を遂行しました。 	
3	大項目	3. 事業の改革・改善、業務改善、職場改善
	小項目	(4)職員の育成
	取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動により、新任の職員が着任したため、農地転用等の法改正に迅速に対応できるよう各種研修会等に積極的に参加し、専門知識の習得に努めます。
	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金新任担当者研修会、農地事務新任職員研修会、市町村農業委員会等職員研修会等の各種研修会に参加し、専門知識の習得に努めました。
最終報告	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業振興研修会や都市農業の先進地視察に参加し、都市農地の賃借や農用地利用集積についての専門知識の習得に努め、業務の参考にしました。 	